

建設局工営所業務刷新プロジェクトチーム設置要綱

（目的）

第1条 放置自転車撤去業務に関する不適正事務事案を受け、工営所全般の業務プロセス及び執行体制を点検のうえ、必要に応じた見直しを行い、組織風土改革を行うことで市民の安心、安全、快適な道路空間を維持向上させ市民の信頼を回復することを目的として、建設局工営所業務刷新プロジェクトチーム（以下、「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 プロジェクトチームは、次に掲げる事務を所掌する。

- （1） 工営所業務（特に放置自転車対策業務を最優先とする）の業務フロー、意思決定プロセスの見直しに関すること
- （2） 工営所業務の直営作業管理運営要綱、その他関係運用基準の見直しに関すること
- （3） 工営所再生プランの進捗管理及び検証等に関すること
- （4） その他会長が必要と認める事項に関すること

（部会）

第3条 プロジェクトチームで決定した方針に基づく調査、点検、検討等に関する事務を行うため、モデル工営所部会及び工営所技能職エリアの将来像検討部会を置く。

（体制）

第4条 プロジェクトチーム、モデル工営所部会及び工営所技能職エリアの将来像検討部会の体制は、次表のとおりとする。

	役職	担当	担当事務
プロジェクトチーム	会長	理事（局所管施設の建設、維持管理及び防災に係る調査、企画及び連絡調整担当）	第2条各号に掲げる事務に関する方針の決定
	副会長	会長が指名する方面管理事務所長	プロジェクトチームの方針に関する事務の遂行・調整・総指揮、モデル工営所部会及び工営所技能職エリアの将来像検討部会の実務指揮 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときの会長の職務の代理
	会員	副会長以外の方面管理事務所長（4名）	会長・副会長の補佐
		企画部長	
		工務担当部長	
		道路河川部長	
		管財部長	
		総務部長	

モデル工営所部会	部会長	東部方面管理事務所長	モデル工営所で実施する具体的な取組み方針の決定、進捗管理等の実務指揮
	副部会長	北部方面管理事務所長	部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときの部会長の職務の代理
	会員	モデル工営所長	部会長の指示による取組みの実施
		モデル工営所 事務総括担当課長	
		代表工営所長	
		工務課長	
		職員課長	
	オブザーバー	総務部長	部会の取組みの客観性確保のための助言等
工営所技能職エリアの将来像検討部会	部会長	西部方面管理事務所長	工営所技能職エリアの将来像検討部会が実施する具体的な検討・提案等の方針の決定、進捗管理等の実務指揮
	副部会長	南部方面管理事務所長 企画部工務担当部長	部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときの部会長の職務の代理
	会員	代表工営所長	部会長の指示による検討、提案等作業の実施
		モデル工営所長	
		工務課長	
		職員課長	
	オブザーバー	総務部長	部会の取組みの客観性確保のための助言等

(会議)

第5条 プロジェクトチームの会議は、会長が招集する。

2 プロジェクトチーム、モデル工営所部会及び工営所技能職エリアの将来像検討部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(事務局)

第6条 プロジェクトチームの事務局は、工務課及び職員課に置く。

附則 この要綱は、令和6年6月17日から施行する。

附則 この要綱は、令和6年12月26日から施行する。

附則 この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和8年4月17日から施行する。